

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について

環自総発第1305101号

平成25年5月10日

環境省自然環境局長から 各都道府県知事
・指定都市・中核市の長あて

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下「改正法」という。）は、第180回国会において成立し、平成24年9月5日に公布されたところである。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成24年政令第296号）により、平成25年9月1日から施行されることとされている。

改正法の施行に向けて、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年環境省令第8号）等が制定され、改正法の施行の日から施行される。

改正法等の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりであるので御了知の上、改正法等の適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正法制定の趣旨

平成17年に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正が行われてから約5年が経過したことから、この間の法の施行状況等を踏まえ、また、中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会において、平成23年12月にとりまとめられた「動物愛護管理のあり方検討報告書」を参考にし、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により、以下の規定が盛り込まれた改正法が制定されたものである。

第2 改正の内容等

1 法の目的（第1条関係）

法の目的が、人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境への影響の防止だけでなく、動物の健康及び安全の保持を図ることの双方であることを明示し、「人と動物の共生する社会の実現」が法の目指すものであることを示したものである。

2 基本原則（第2条関係）

「5つの自由」（飢え・渇きからの自由、不快からの自由、苦痛からの自由、恐

怖・抑圧からの自由、自由な行動をとる自由)が、全ての動物の取扱いにおいて基本的な理念であることを踏まえ、動物のみだりな殺傷や虐待の防止のみならず、適切な給餌・給水、健康管理等の環境確保を図るべきことを明記したものである。

3 動物愛護管理推進計画に定める事項の追加（第6条関係）

これまでの災害において、災害発生時の動物の取扱いが必ずしも十分でなかったことを踏まえ、動物愛護管理推進計画に災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を定め、計画段階で災害時対応を定めるべきことを明確にしたものである。

なお、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号。以下「基本指針」という。）については、各種施策の実施状況及び改正法を踏まえ、現在基本指針第4に基づく見直しを進めているところであり、基本指針第3の5（5）に掲げる動物愛護管理推進計画の見直しについては、今後予定している基本指針の改定も踏まえ進めたい。

4 動物の所有者又は占有者の責務等（第7条関係）

法の目的を達成するためには、全ての動物の所有者又は占有者において、逸走の防止、終生飼養、繁殖に関する適切な措置が必要であることから、これらについて動物の所有者又は占有者の責務に追加したものである。なお、生活環境の保全上の支障を生じさせないようにすることが付記されたのは、これまでも第25条等に記載されていたものを改めて明記したものである。

終生飼養については、特に愛がん動物の所有者における重要な責務であり、本責務を踏まえ、改正法において、第一種動物取扱業者における販売が困難となった動物の取扱いや第35条第1項本文に基づく犬及び猫の引取りを拒否できる場合に関する規定が設けられたものである。

5 動物販売業者の責務（第8条関係）

第一種動物取扱業者のうち犬、猫等の販売を業として営む者は、第21条の4により、販売時にあらかじめ現物確認及び対面説明を行うことが義務付けられたところであるが、同様に全ての動物の販売業者において、販売時に必要な説明を行うべきであることを明記したものである。なお、動物取扱業者以外においては、その商慣習や取引相手に応じた説明を行うことを求めているものであり、全ての動物販売業者において、動物取扱業者同様に直接の説明を求めているものではない。

6 多数の動物の飼養及び保管に係る届出制（第9条関係）

今回の法改正において、多数の動物の飼養及び保管に係る全国統一的な届出制の導入は見送られたところであるが、特に犬猫等の多頭飼育について、その実態を把握し、指導・監督を行うためには届出制は有用であることから、動物の健康及び安全の保持並びに動物による迷惑防止の観点から条例で定めることができる地方公共

団体の措置として、多数の動物の飼養及び保管に係る届出制を明示したものである。

7 動物取扱業の規制の見直し（第10条から第24条まで関係）

平成17年の法改正により、動物取扱業者に対して、都道府県等への登録制が導入されたところであるが、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、次のとおり改正されたものである。

なお、営利を目的としない動物の取扱いを行う場合についての届出制が新設され、当該届出の対象業を「第二種動物取扱業」と定めたことから、これまでの「動物取扱業」は、「第一種動物取扱業」と改められる。

(1) 犬猫等販売業

第一種動物取扱業のうち、特に犬及び猫の繁殖・販売を行う事業者においては、飼養環境の個体へ与える影響が大きい幼齢期の個体を多く取り扱うこと、また、販売が困難となった場合を想定しないまま飼養を続けることにより、万一飼養が困難となった場合に動物の飼養環境及び周辺的生活環境へ与える影響が大きいことから、当該事業者を「犬猫等販売業者」とし、第一種動物取扱業としての登録に当たり、犬猫等健康安全計画の策定を求めるとともに、幼齢期の犬猫の取扱い等について追加的な義務を課すこととしたものである。

なお犬猫等販売業者は、犬又は猫その他環境省令で定める動物の販売を業として行う者のことをいうが、改正法施行時においては、犬又は猫の販売を業として行う者のみを対象とする。

① 犬猫等健康安全計画の策定（第10条第3項関係）

第10条第3項により、犬猫等販売業者は、第一種動物取扱業の登録に当たり、犬猫等の繁殖を行うかどうかの申請書への記載及び犬猫等健康安全計画の策定が求められる。

犬猫等健康安全計画には、a) 幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあっては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等をいう。以下同じ。）の健康及び安全を保持するための体制の整備、b) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い、c) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法について記載が必要であり、当該計画は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）第3条第1項及び第2項並びに第8条に定める基準に適合していること、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること、販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱いが、終生飼養を確保するために適切なものであることが求められる。

具体的には、a) については、幼齢の犬猫等の飼養及び保管を行うための担当職員の具体的な役割分担及び獣医師との連携、b) については、販売が困難となった犬猫等の譲渡先や飼養施設の確保、c) については、親等と一緒に飼養する、十分な大きさのケージの確保、繁殖方法、展示時間の配慮等を記載することが想定される。これらの記載については、できる限り具体的かつ明確で

あることが求められる。

当該計画等は、犬猫等販売業を行おうとする場合には、第一種動物取扱業の登録に際し、併せて提出する必要があるが、平成25年9月1日時点で、既に現行法の動物取扱業の登録を受けており、かつ、犬猫等の販売を行っている場合については、改正法の施行後3月以内（平成25年11月30日まで）に、当該計画等を、登録を受けている都道府県知事等に届け出ることが必要である。

なお、第一種動物取扱業者が新たに犬猫等の販売をする場合には、第14条第1項に基づく変更の届出が、計画の内容に変更があった場合には、第14条第2項に基づく変更の届出が、犬猫等の販売をやめた場合には、第14条第3項に基づく変更の届出が必要である。

② 犬猫等販売業者の義務（第22条の2から第22条の4関係）

犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の遵守、飼養する犬猫等の健康及び安全を確保するための、獣医師等との連携の確保、終生飼養の確保が義務付けられる。

獣医師との連携とは、かかりつけの獣医師を確保する等、取り扱う犬猫等の健康に問題が生じた場合に、速やかに獣医師の診察を受けることを可能とすること等を想定している。

また、終生飼養の確保とは、必ずしも当該犬猫等販売業者において引き続き飼養することを求めるものではなく、動物愛護団体等と連携して譲渡先を見つけるなどもこれに含まれる。なお、当該義務が新たに設けられたことを受け、法第35条第1項に、犬猫等販売業者から都道府県等に犬又は猫の引取りを求められた場合については、引取りを拒否できる旨規定された。

③ 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限（第22条の5関係）

犬又は猫について、幼齢期に、早期に親・兄弟等から引き離して飼養した場合、十分な社会化が行われず、成長後に、かみ癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まること等から、出生後一定期間親兄弟等からの引き離しを規制することを目的に設けられたものである。

ただし、親兄弟等からの引き離しの時期は、外見上判断することが困難であることから、犬猫等販売業者のうち、繁殖を行う者（以下「繁殖業者」という。）に対し、一定期間を経るまでの繁殖した犬猫の販売及び販売の用に供するための引渡し又は展示を禁止したものである。

なお、「販売の用に供するための引渡し」には、他の販売業者への販売委託のための引渡し、オークション市場への持ち込み等が含まれる。また、本規制が早期の親等からの引き離しを抑制するために設けられたものであるため、「展示」には、繁殖業者において、親兄弟等とともに飼養している状況を購入予定者に見せる行為は含まれない。

販売又は販売の用に供するための引渡し又は展示が禁止される期間は、繁殖を行った犬又は猫が生後56日を経過するまでの間（生後56日以内）であるが、この期間については、法施行後平成28年8月31日までの間は、生後45日を経過

するまでの間と、それ以降、別に法律に定める日までの間は、生後49日を経過するまでの間と読み替えて適用する。また、生まれた日は計算せず、生まれた次の日から1日として計算する。

「別に法律に定める日」は、改正法附則第7条第3項において、犬猫等販売業者の業務実態、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築する観点から、犬や猫を親兄弟から引き離す理想的時期についての調査研究の結果とその社会一般及び事業者への浸透状況等を踏まえ、改正法の施行後5年以内に検討するものとしており、その結果に基づき、別に法律により規定される。そのため、平成28年9月1日から当該法に規定されるまでの間は、生後49日を経過するまでの間の繁殖業者による販売又は販売の用の供するための引渡しは禁止される。

④ 帳簿の備付け及び定期報告（第22条の6関係）

犬猫等販売業者は、その所有する犬及び猫の飼養状況を把握し、帳簿に記録するとともに、都道府県等に定期的に報告することが義務付けられた。これは都道府県等が、報告や、立入検査による帳簿の確認等により、犬猫等販売業者が、犬猫等健康安全計画を遵守しているかを確認できるようにするために設けられたものである。

帳簿については、個体ごとに記載することが求められており、当該帳簿については記載の日から5年間の保存が必要である。ただし、求めに応じて見ることが可能な状態であれば、電磁的方法により保存することを認める。なお、取引伝票や検案書等、帳簿の記載事項を証明する書類がある場合については、これを併せて保存するよう努めることとしている。

一方、定期報告については、毎年度、年度末から60日以内（5月30日まで）に当該年度の数について、定められた様式による報告が必要である。この場合において、当該年度内に新たに所有した数、引き渡した数、死亡した数については、それぞれ当該年度内の各月の数を報告させることとしている。

なお、改正法施行時に既に犬猫等販売業を行っている場合については、平成25年度における報告の対象期間は、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間とする。

当該定期報告又は立入検査等において、死亡数の増加等により不適正飼養や犬猫等健康安全計画の非遵守が疑われる場合にあつては、都道府県は、期間を指定して、当該期間内の犬及び猫の死亡事案について検案書及び死亡診断書の提出を命じることができることとされた。なお、「指定期間」とは、当該命令より後の期間であり、当該命令において、過去の死亡事案についての検案書等の提出を命じることができない。

(2) 対面説明及び現物確認の義務化（第21条の4関係）

購入しようとする動物をあらかじめ確認せず、またその飼養方法や飼養期間等について十分な説明を受けていないために、安易に動物を購入し、購入後にトラブルが生じる等の状況が多く生じたことから、動物の販売に当たっては、購入者に対し、契約前にあらかじめ、その現物を確認させるとともに、飼養方

法等について対面で説明することを義務付けたものである。義務化の対象は、哺乳類・鳥類・爬虫類の販売を行う全ての第一種動物取扱業者である。

なお、これらの義務は契約前に履行すれば良く、契約前の現物確認及び対面説明が確保されるのであれば、インターネット上での広告・販売行為を妨げるものではない。ただし、現物確認には、カメラ等を使用した映像等による確認は含まれない。

対面説明に当たっては、これまでも文書による説明が義務付けられていた18項目を文書又は電磁的記録を用いて説明するものであるが、18項目のうち、これまで生産地としていたものについては、取り扱う動物のトレーサビリティを確保するため、原則として繁殖者名又は名称及びその登録番号又は所在地を説明することとする。なお、輸入・譲受け等により入手した場合においては輸入業者名及びその所在地、繁殖者名が不明である場合には、当該動物を譲渡した者の名及びその所在地に関する情報を提供するものとする。

(3) 感染性の疾病の予防等（第21条の2及び第21条の3関係）

第一種動物取扱業者においては、その取り扱う動物の健康及び安全の保持のため、日常的な健康状態の把握、必要に応じた獣医師による診察、取り扱うことが困難となった場合の譲渡し等が必要であることから、これら事項について努力義務として規定したもの。

8 第二種動物取扱業（第24条の2から第24条の4まで関係）

(1) 第二種動物取扱業の範囲（第24条の2本文関係）

今回の法改正においては、動物の取扱いを行う者であって第一種動物取扱業者以外の者について、一部で不適切な動物の取扱いが指摘されたため、行政によりその飼養実態を把握することを目的として新たに届出制が導入された。この場合の動物の取扱いを行う者とは、動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他環境省令で定める取扱いを業として行う者であり、営利性を有する場合については、第一種動物取扱業に該当するため除かれる。なお、譲渡し等以外の環境省令で定める取扱いについては、改正法施行時においては別に定める取扱いはない。

今回の法改正に伴い、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（環境省自然環境局長通知平成18年3月10日付け環自総発第060310001号）第2の4(1)中「業として」とは、社会性を持って、一定以上の頻度又は取扱量で、事業者の営利を目的として動物の取扱いを行うものこという。」については、「動物の取扱い業を営もうとする者」とは、社会性を持って、一定以上の頻度又は取扱量で、事業者の営利を目的として営もうとする者」と修正する。

規制対象は、人の居住部分と区分できる飼養施設を有する場合に限られ、「人の居住部分と区分できる」とは、専用の飼養施設を有する場合だけでなく、飼養のための部屋を設ける、又はケージ等により飼養場所が区分されている場合

が含まれる。

さらに、飼養頭数についても下限が設けられており、牛、馬等の大型動物又は特定動物については3以上、犬、猫等の中型動物については10以上、それ以外の動物については50以上の数の飼養又は保管を予定している場合についてのみ規制対象となる。主な動物種による大型、中型、小型の違いについては別表に示すとおりである。なお、同一動物種による大きさの違いは考慮しない。大型動物及び中型動物を併せて10以上飼養又は保管する場合及び小型動物を含め併せて50以上飼養又は保管する場合についても届出の対象となる。

なお、届出の対象となるのは、あらかじめ、上記頭数以上を取り扱うことが想定される場合であり、繁殖等により上記頭数以上取り扱うことが想定される場合には、あらかじめ届け出ることが必要である。

改正法の施行の際に、届出の対象となる飼養施設を設置して動物の取扱いを行っている者は、改正法の施行日から60日以内（平成25年10月30日まで）に、届出をすることが必要である。

(2) 第二種動物取扱業の届出（第24条の2から第24条の4まで関係）

- ① 届出については、飼養施設を設置している場所ごとに、その所在地の都道府県知事に行うものとする。なお、届出義務は飼養施設の実態把握を目的とするものであることから、届出書の記載漏れ等の形式審査の上受理するものである。また届出に際し、その写し一通を併せて提出させることとしているのは、受領印等を押した上で、当該写しを届出をした者に返却し保管してもらうことにより、これを届出済であることの証明とすることを想定していることによるものである。
- ② 「主として取り扱う動物の種類及び数」については、犬、猫等取り扱う動物が具体的にわかる一般名又は種名を用い、「数」については、届出に係る飼養施設において飼養を行う予定頭数の上限値を記載することを求めるものである。なお、「主として」とは大型動物及び特定動物については年間1頭以上、それ以外の動物については年間2頭以上の取扱いを行う動物を記載することが求められるものである。
- ③ 飼養施設の場所が移転する場合には、事前に施行規則第10条の6の新規の届出及び事後に施行規則第10条の7第3項の飼養施設廃止の届出が必要である。なお、相続、合併等により飼養施設を承継した場合については、施行規則第10条の7第3項の変更の届出が必要である。

9 周辺の生活環境の保全等に係る措置（第25条関係）

- (1) 周辺の生活環境が損なわれている事態に関する第25条第1項における例示の付記は、これまで施行規則に記載されていたものを入念的に規定したものであり、改正法施行前と周辺環境が損なわれている事態の範囲が変更されるものではない。
- (2) 第25条第3項は、周辺の住民が少ない場所での多数の動物の飼養等周辺の生

活環境への影響は小さいものの、動物の飼養環境が悪化している場合において、第25条第1項による勧告・命令を行うことが困難であることから、このような場合においても、勧告・命令を行うことを可能とするため設けられたものである。なお、動物の飼養者が、衛生動物の多数の発生等の施行規則に掲げる事態を生じさせていたとしても、都道府県の職員による指導に従い事態の改善が見込める場合については勧告・命令の対象とはならない。また、虐待のおそれがある、可及的速やかに措置を講じなければならない場合においては、勧告せず即座に命令を行うことができる。

「多数の動物の飼養又は保管」とは、現行とその対象が変わるものではないが、例えば犬又は猫の飼養にあつては、概ね10頭以上の飼養又は保管については、多数の動物の飼養又は保管に当たる。なお、集合住宅内での飼養などの飼養環境により、より少ない頭数であっても、多数とみなされる場合がある。

10 特定動物の飼養又は保管の許可（第26条及び第27条関係）

(1) 飼養又は保管が困難となった場合における措置

特定動物の飼養又は保管が困難となった場合の措置については、従来より許可申請書の記載事項に掲げられていたところであるが、申請事項として規定し、それに係る基準も設け、許可に当たっての審査事項として明確化したものである。

当該措置は、原則譲渡又は譲渡先を探すための体制の確保によるものとし、改正法施行時に引き続き特定動物を飼養している場合や、飼養者の死亡等により当該動物を相続した場合等において譲渡先を見つけることが困難な場合にあつては、殺処分も認められる。なお、その場合にあつても、殺処分は所有者自らの責任において獣医師に依頼するなどにより行うべきものである。

「譲渡先を探すための体制の確保」とは、特定動物の販売業者との協力関係や、関連する団体を通じる等による他の動物園等との連絡体制を確保すること等が想定される。

(2) 特定動物の飼養保管に係る規制強化等

昨年、特定動物の飼養に際しての死亡事案があつたことを踏まえた特定動物の飼養管理基準等の見直しの結果、飼養保管許可に当たっての申請書類及び飼養管理方法の一部について強化を図つたものである。なお、対象となる特定動物については、選定基準を踏まえて現在見直し作業を行っているところであり、今後リストの一部見直しを行う予定である。

また、許可申請に当たっては、新たに特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類（管理責任者以外に飼養又は保管を行う者がいる場合に限る。）及び飼養施設の保守点検に関する計画の提出が求められる。

これは、飼養保管及び施設の管理が十分でないことが、特定動物の逸走の一因になつたことから、この徹底を促すためのものである。なお、既に許可を得ている者については、許可期限後も継続して飼養するための許可を申請する際

にこれらの書類を提出すればよく、改正法施行後、別にこれらの書類の提出を求めものではない。

また、水槽型施設及び擁壁式施設等における飼養又は保管方法について基準に追加するとともに、逸走防止のための定期的な確認・点検等の義務づけ等を追加した。

1 1 犬及び猫の引取り（第35条関係）

（1）犬及び猫の引取りを拒否できる場合

第35条において、犬及び猫の引取りについては、都道府県等の義務とされているところであるが、一方で、終生飼養の原則に反する安易な引取依頼を抑制するために、各都道府県等において、基本指針等に基づき、事前に引取理由を調査する、飼い主に指導する等により、運用面で引取数の抑制に御尽力いただいているところである。

第7条第4項において、動物の所有者による終生飼養が努力義務として明記され、第22条の4において、犬猫等販売業者に終生飼養の確保が義務付けられるとともに、犬猫等健康安全計画に販売の用に供することが困難になった場合の犬猫等の取扱いの記載が求められることとなった。これを受け、法で終生飼養の確保が義務付けられた犬猫等販売業者からの引取りや、終生飼養の原則に反すると認められる犬及び猫の所有者からの引取り等については、都道府県等にその引取りを義務付けるべきではないことから、これらの場合についてその引取りを拒否できる旨のただし書が追加されたものである。

なお、第35条に基づく引取りは、犬及び猫による生活環境の保全上の支障を防止するために義務付けられたものであり、引取り拒否することにより、周辺的生活環境の保全に支障が生じる場合については、引き続き引取りを行うことが求められる。

また、各都道府県等において、施行規則に定められたものとは別に条例等により引取りが拒否できる場合を追加することを可能としている。

ただし、引取拒否に係る規定は、その所有者から求められた場合に限定されており、第35条第3項に規定する、拾得者等から引取りを求められた場合については、終生飼養の原則に照らして相当の事由がないと認められる場合とは言えないことから、当該規定は適用されない。

（2）返還及び譲渡の推進

犬及び猫の引取りに当たっては、各都道府県等において、その返還・譲渡による殺処分数の削減に御協力いただいているところであるが、引き続き返還・譲渡を推進し、殺処分数の削減を目指すため、本規定が設けられたものである。

「所有者がいると推測されるもの」とは、首輪が付いている、体毛等の手入れが行われている等引き取った犬及び猫の状態により判断することとする。

また、譲渡に関しては、動物の愛護を目的とする団体等への委託を追加した。

1 2 動物愛護推進員（第38条関係）

災害時の動物の扱いについては、都道府県等だけでなく、獣医師会、動物愛護団体等との連携が必要であるところ、動物愛護推進員においてもその連携の主体となるべきであることから、動物愛護推進員の活動として動物の避難・保護についての協力について追加されたものである。なお、第38条第2項各号は、動物愛護推進員の活動内容を列記したものであるが、動物愛護推進員が掲げる活動の全てを必ず行わなければならないものではない。

動物愛護推進員は、動物愛護管理に係る諸施策の推進において都道府県と地域住民との連携の核となるべき存在であることから、類似制度も含め当該制度を積極的に活用されたい。

1 3 獣医師による通報（第41条の2関係）

動物の虐待については、当該動物の飼養場所の他、診療の際に発見される可能性が高いこと等から、獣医師に対し、みだりに殺傷又は虐待を受けた動物を発見した際の通報に係る努力義務規定を設けたもの。「その他の関係機関」とは警察、市町村等が該当する。

1 4 罰則（第44条から第50条まで）

動物の殺傷に関する罰則について、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に、虐待及び遺棄に関する罰則について、50万円以下の罰金が100万円以下に引き上げられる等罰則が強化された。これは、依然として悪質な動物の虐待及び遺棄に関する事件が後を絶たないこと等が考慮されたものである。

また、動物虐待罪について、その定義が不明確であったことから、みだりに、酷使又は愛護動物の健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束すること、自己が所有する愛護動物について疾病又は負傷した際に適切な保護を行わないこと、自己の管理する施設であって排せつ物が堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設内で飼養又は保管することを、具体的な虐待の事例として追加している。なお、我が国で一般的な畜産業における家畜の取扱いは、みだりに酷使すること及びみだりに排泄物の堆積した施設において飼養することによる虐待には該当しない。

別表

第二種動物取扱業における主な動物種による
大型、中型、小型の違いについて（例示）

分類		主な対象動物
哺乳類	大型 (頭胴長おおよそ1m以上)	ウシ、シカ、ウマ、ロバ、イノシシ、ブタ、ヒツジ、ヤギ等、特定動物
	中型 (頭胴長おおよそ50cm～1m)	イヌ、ネコ、タヌキ、キツネ、ウサギ等
	小型 (頭胴長おおよそ50cm以下)	ネズミ、リス等
鳥類	大型 (全長おおよそ1m以上)	ダチョウ、ツル、クジャク、フラミンゴ、大型猛禽類等、特定動物
	中型 (全長おおよそ50cm～1m)	アヒル、ニワトリ、ガチョウ、キジ等
	小型 (全長おおよそ50cm以下)	ハト、インコ、オシドリ等
爬虫類	大型	特定動物
	中型 (全長おおよそ50cm以上)	ヘビ（全長おおよそ1m以上）、イグアナ、海ガメ等
	小型 (全長おおよそ50cm以下)	ヘビ（全長おおよそ1m以下）、ヤモリ等

※大きさは成体における標準的なサイズから判断する。